

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、その影響により申請受付後でも実技試験及び学科試験が中止になる場合がありますので、ご了解ください

令和4年度前期 技能検定受検案内 技能五輪愛知県大会参加案内

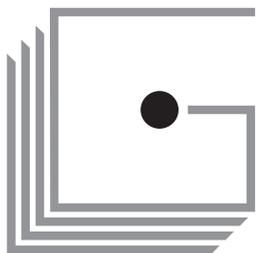
～前年度からの主な変更点～

- ◆実技試験受検手数料減額対象者の年齢が35歳未満から25歳未満に変更となる予定です。(P3参照)
- ◆個人申請をされる方は、受検手数料を申請前にお振込みいただき、申請書類等提出時に振込確認ができるものの写しを添付していただくことになりました。(P4参照)

実施日程

内 容	期 日	摘 要
受 検 申 請 の 受 付	令和4年4月4日(月)から 令和4年4月15日(金)まで (土・日曜日を除く)	• 受検申請の手続き (P5) • 受検資格 (P14) • 試験の免除 (P17) • 受検申請関係書類の記載方法と記載例 (P19～23)
実 技 試 験 問 題 公 表	令和4年5月31日(火)	とりまとめ事業所・団体を経由して(個人申請の場合は直接)送付します。 (一部の作業については概要のみの公表になります)
実 技 試 験	令和4年6月7日(火)から 令和4年9月11日(日)まで	• 実施職種(作業)と試験実施日 (P7～11) 試験日時・会場は受検票で通知します。
学 科 試 験 (試験日は、等級、職種ごとにP7～11のとおり指定されています。)	令和4年7月10日(日)※ 令和4年8月21日(日) 令和4年8月28日(日) 令和4年9月4日(日)	• 実施職種(作業)と試験実施日 (P7～11) 試験会場は受検票で通知します。
合 格 発 表	令和4年8月26日(金)※ 令和4年9月30日(金)	• 合格発表 (P6)
合 格 証 書 の 交 付	令和4年12月中旬ごろ	当協会又はとりまとめ事業所・団体で交付します。

※金属熱処理を除く3級職種が対象



申請書提出先及び問合せ先

愛知県職業能力開発協会 技能検定課

〒451-0035 名古屋市西区浅間二丁目3番14号 (愛知県職業訓練会館内)

電話 052-524-2034 (直通) FAX 052-325-5788

ホームページアドレス <http://www.avada.or.jp>

目 次

1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策等	1
2	受検手数料	3
3	受検申請の手続き	5
4	受検申請後の流れ	6
5	実施職種（作業）と試験実施日	7
6	受検資格	14
	技能検定職種に関する学科一覧表	
7	試験の免除	17
	(1)技能検定試験の免除一覧表	
	(2)免除資格及び受検申請にあたっての特例	
8	受検申請関係書類の記載方法と記載例	19
9	技能五輪愛知県大会参加案内	24
付録		
1	受検申請等Q & A	26
2	技能検定試験参考図書等のご案内	27

はじめに

技能検定は、働く人達の技能や知識を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、働く人達の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名、2級、3級については、愛知県知事名の合格証書が交付され、技能士という称号が与えられます。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策等

今期の技能検定は新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止措置が必要な環境下で実施する可能性が高く、厚生労働省のガイドライン※に沿って運営します。状況によっては受検申請受付後に中止になる場合や、試験会場の設備、受検者数等により抽選になる場合がありますのでご了承ください。なお、抽選となった場合は、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先します。詳細は当協会ホームページに随時掲載しますので必ずご確認ください。受検にあたっては、下記(1)～(4)についてご理解の上申請くださいますようお願いいたします。

※厚生労働省のガイドラインは当協会ホームページでもご覧いただけます。

ガイドラインに変更があった場合は、本対策等も変更となる場合があります。

ガイドラインや本対策等が変更となった場合は、ホームページ等でご案内します。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について（厚生労働省ガイドラインより抜粋）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のア、イに該当される方は実技試験及び学科試験会場への来場を控えてください。該当される方が試験会場に来場された場合は入場をお断りする場合があります。ご理解、ご了承の上申請いただきますようお願いいたします。

ア 試験当日に次の症状がある方

- ①平熱を超える発熱、37.5度以上の発熱
- ②咳、のどの痛み等風邪の症状
- ③だるさ（倦怠感）、息苦しさ等
- ④嗅覚・味覚の異常
- ⑤身体が重く感じる、疲れやすい等

イ 次の事項に該当する方

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染し、医療機関からの退院基準または、宿泊施設・自宅での療養終了基準に達していない方（無症状者を含む）
- ② 試験日の前7日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触があった方
- ③ 試験日の前7日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
- ④ 試験日の前7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者と濃厚接触があった方

ウ 受検申請にあたって（P5参照）

ア 受検申請書の配布方法

- ・原則、郵送又は当協会ホームページから個人メール申請用PDFファイルのダウンロードにより配布します。
- ・従来どおり当協会等での配布も行います。（裏表紙参照）

イ 受検申請書の受付方法

- ・受検申請は郵送・電子メール（個人申請者対象）により受け付けます。
- ・原則として窓口での受付は行いません。
- ・郵送による申請は専用のミシン目入り申請用紙で、メールによる申請（個人申請者対象）は当協会指定の専用申請書フォーム（PDF形式）での申請となります。
（詳細は<http://www.avada.or.jp/mailshinsei/>をご覧ください）

ウ 実技試験会場の関係等で受検申請受付にあたり条件が付く作業があります。

- ・必ずP12～13をご確認ください。

エ 受検可否の決定と受検手数料の納入について

申請書の審査後、すべての受検申請書（抽選になった試験を含む）について、5月20日頃までに、とりまとめ事業所・団体を経由して（個人申請の場合は直接）受検の可否について文書により通知をします。（P4（3）納付方法参照）

なお、受検可の通知をした後で、感染拡大の状況や試験会場の事情等により、試験中止で受検ができなくなる場合もありますのでご了承ください。

※受検申請後、申請者からの希望による申請取消し及び受検区分の変更は原則としてできません。

（実技・学科とも受検（A甲）で申請した際に、どちらか一方が抽選により落選した場合等は受検区分を変更（A乙又はA丙）し、受検可能な試験に応じた受検手数料をお振込みください）

なお、お振込みいただいた受検手数料は、原則としてお返しできません。（過入金、実技試験及び学科試験の中止の場合は受検手数料をお返しします）

（3） 学科試験について会場内での密集を避ける対策として、会場定員の50%以下の人数で実施するため、申請受付後に試験会場の設備、受検者数等により抽選になる場合があります。また同一日に複数の会場で試験を実施する場合があります。必ず事前に受検票で試験日時、会場をご確認ください。

（4） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へのご協力について

- ・試験終了後に新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合は、速やかに当協会までご連絡ください。
- ・感染症患者が発生した場合等、関係機関に当日の全受検者の名簿を提供することがありますのでご了承ください。
- ・試験会場ではマスクの着用、入場時の検温へのご協力、入退場時等こまめな手指の消毒をお願いします。（マスクの着用は厚生労働省のガイドラインをご覧ください）
試験会場や作業により、特別な感染防止対策をお願いする場合があります。
- ・学科試験会場及び室内で実施する実技試験会場では換気のため、試験中も窓を開放する場合があります。
- ・試験会場内では他の受検者と適切な間隔を取り、密集を避けてください。
- ・密集を避けるため、入退場を一時お待ちいただき、整列をお願いする場合があります。ご来場の際は、時間に余裕をもってお出かけください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況等により感染拡大防止措置の追加、変更をする場合があります。当協会ホームページでご確認ください。

2 受検手数料 (愛知県議会の議決を経て、令和4年4月1日より改正される予定です。)

(1) 受検手数料の額

手数料は下表のとおりです。(受検手数料の消費税は非課税です)

等級	実技試験				+	学科試験
	一般		高等学校、専門学校等の在校生			
	標準受検手数料	減額後手数料	標準受検手数料	減額後手数料		
特級・1級・単一等級	18,200円	9,200円	18,200円	3,100円	+	3,100円
2級			18,200円			
3級			12,100円			

(2) 減免措置の対象となる者 (特級、1級、単一等級の実技試験受検手数料は減額の対象になりません。)

技能検定の2級又は3級の実技試験を受検する者で、下記のア及びイに該当し、かつ、ウ又はエに該当する者

ア 25歳未満の者 (実技試験実施日が属する年度の4月1日において、25歳に達していない者)
令和4年度前期は平成9年4月2日以降に生まれた方

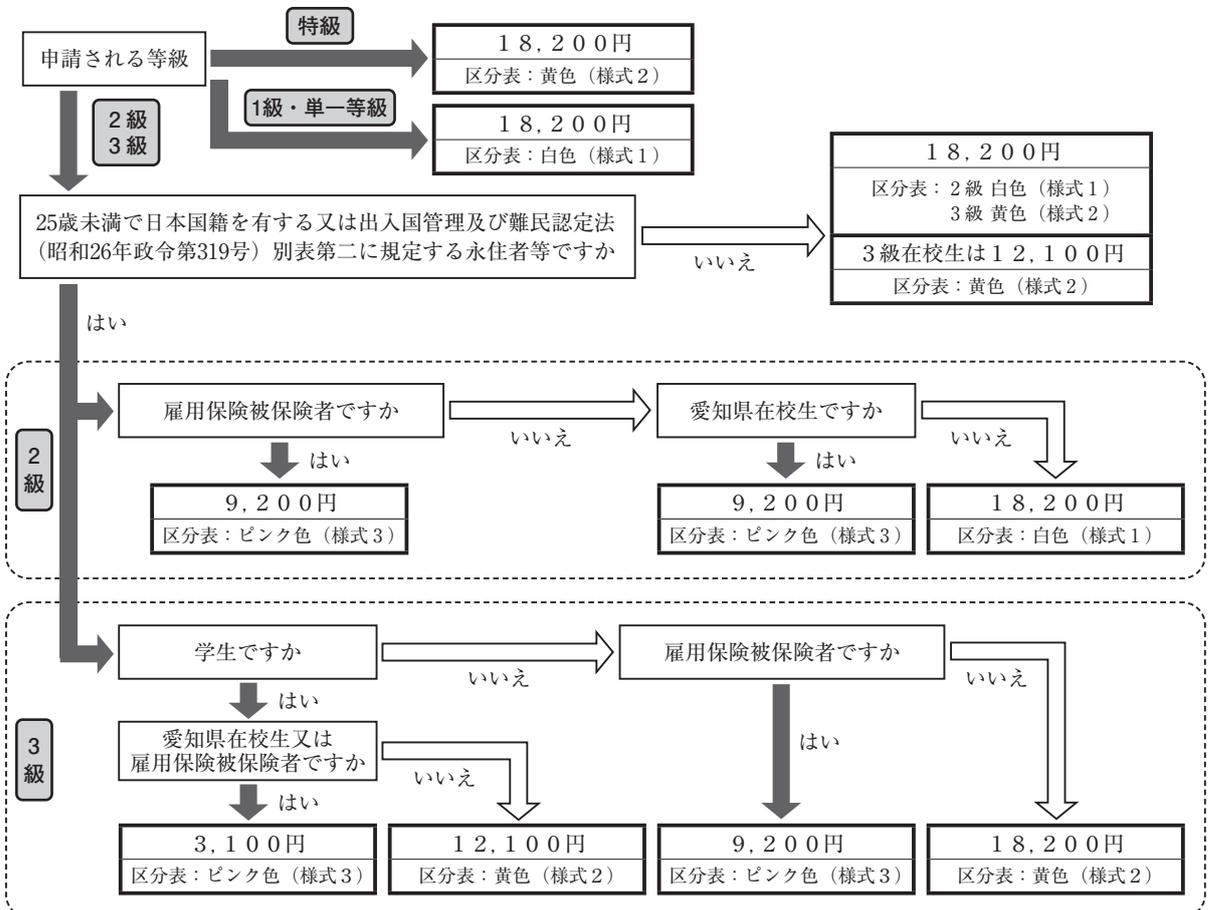
イ 日本国籍を有し又は出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 別表第二に規定する永住者等であること

ウ 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第4条第1項に規定する被保険者 (実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者)

エ 愛知県在校生 (愛知県内に住所を有し又は愛知県内に所在する学校等に在籍する学生及び生徒等)

◆実技試験受検手数料判定フロー

太枠上段は実技試験受検手数料額、下段は受検申請時に提出いただく申請区分表の様式を表記してあります。



とりまとめ事業所・団体番号を取得しておらず、受検者が
2名以下の場合は、原則として個人申請をお願いします。

(3) 納付方法

◆とりまとめ事業所・団体の方◆

申請書の審査後、5月20日頃までに、受検の可否について文書により通知をします。受検手数料のお支払いは受検可の場合に限り、通知書をお送りしますので、指定された銀行口座に期日までにお振り込みください。(振込手数料はご負担ください)

◆個人申請の方◆

申請前に受検手数料を以下の受検手数料振込先にお振込みください。(振込手数料はご負担ください)
受検申請書類を提出時に振込確認ができるもの(振込明細書の写し、インターネットバンキングの場合はお振込みの取引内容がわかるものの写し等)を申請区分表の裏面に貼付して、ご提出ください。納付の際はP3の「2 受検手数料(1) 受検手数料の額」を参照のうえ、過不足がないようにしてください。入金確認ができない場合は、申請は受理しません。

受検の可否については、5月20日頃までに文書により通知をします。

なお、抽選作業等で選外となった場合(下段参照)は受検手数料をお返します。

【受検手数料振込先】 三菱UFJ銀行 浄心支店 普通預金 3162240 愛知県職業能力開発協会

◆注意事項◆

お振込みいただいた受検手数料はお返しできません。

ただし、以下の場合には該当する受検手数料をご返却します。

- ・申請書類に不備等があり受理できない場合
- ・実技試験又は学科試験が中止となった場合
- ・抽選で受検者を決定し、選外となった場合
- ・過入金があった場合(振込手数料を差し引いて超過分をお返します)

◆抽選作業等で選外となった場合◆

【実技試験が選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分及び対応	
A甲	実技・学科とも受検	A乙	学科試験のみ受検(A乙)に区分変更します。 個人申請の方は、実技試験の手数料のみご返却します。
A丙	実技のみ受検	申請	受検申請を取消し申請書をご返却します。 個人申請の方は、実技試験手数料をご返金します。
C		取消し	

【学科試験が選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分及び対応	
A甲	実技・学科とも受検	A丙	実技試験のみ受検(A丙)に区分変更します。 個人申請の方は、学科試験の手数料のみご返却します。
A乙	学科のみ受検	申請	受検申請を取消し申請書をご返却します。 個人申請の方は、学科試験手数料をご返金します。
B		取消し	

【実技・学科とも選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分及び対応	
A甲	実技・学科とも受検	申請	受検申請を取消し申請書をご返却します。 個人申請の方は、全額ご返金します。
		取消し	

※受検申請後、申請者からの希望による申請取消し及び受検区分の変更は原則としてできません。

3 受検申請の手続き

受検申請書の 配布場所

- ・当協会、各県民事務所広報コーナー等（裏表紙参照）で配布しています。
- ・郵送希望の方は当協会ホームページ「受検申請書等の入手方法・送付申込書」をご参照ください。
- ・メール申請（個人申請者対象）の場合は、当協会ホームページ「メール申請方法について」から専用申請書フォームをダウンロードしてください。（<http://www.avada.or.jp/mailshinsei/>）

受付期間

令和4年4月4日(月) から 4月15日(金) まで

郵送、メール（個人申請の方のみ） ※原則として窓口受付は行いません。

郵 送：令和4年4月15日(金) 必着

メール：個人申請者対象 4月15日(金) 午後5時30分までに送信

提出方法

【郵送】

提出書類を簡易書留やレターパック等で次の送付先へお送りください。また、封筒等に朱書きで「技能検定受検申請書在中」と明記してください。

送付先：〒451-0035 名古屋市西区浅間二丁目3番14号

愛知県職業能力開発協会 技能検定課

【メール：個人申請者対象】

提出書類の入力フォームを当協会ホームページ「メール申請方法について」からダウンロードのうえ、PDFファイル形式で一括して次のアドレスへ送信してください。

申請受付専用アドレス：shinsei@avada.or.jp

提出書類

※書類の返却は
致しかねます

記載方法は
P19～23参照

- ①技能検定受検申請書
- ②本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険被保険者証、生徒手帳、学生証等）
- ③受検資格証明書類の写し（下位等級技能検定合格後の実務経験年数を受検資格とする方のみ）
- ④免除資格証明書類の写し（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方のみ）
- ⑤技能検定作業別申請区分表
- ⑥（個人申請の方のみ）振込確認ができるものの写しを申請区分表の裏面に貼付してください。

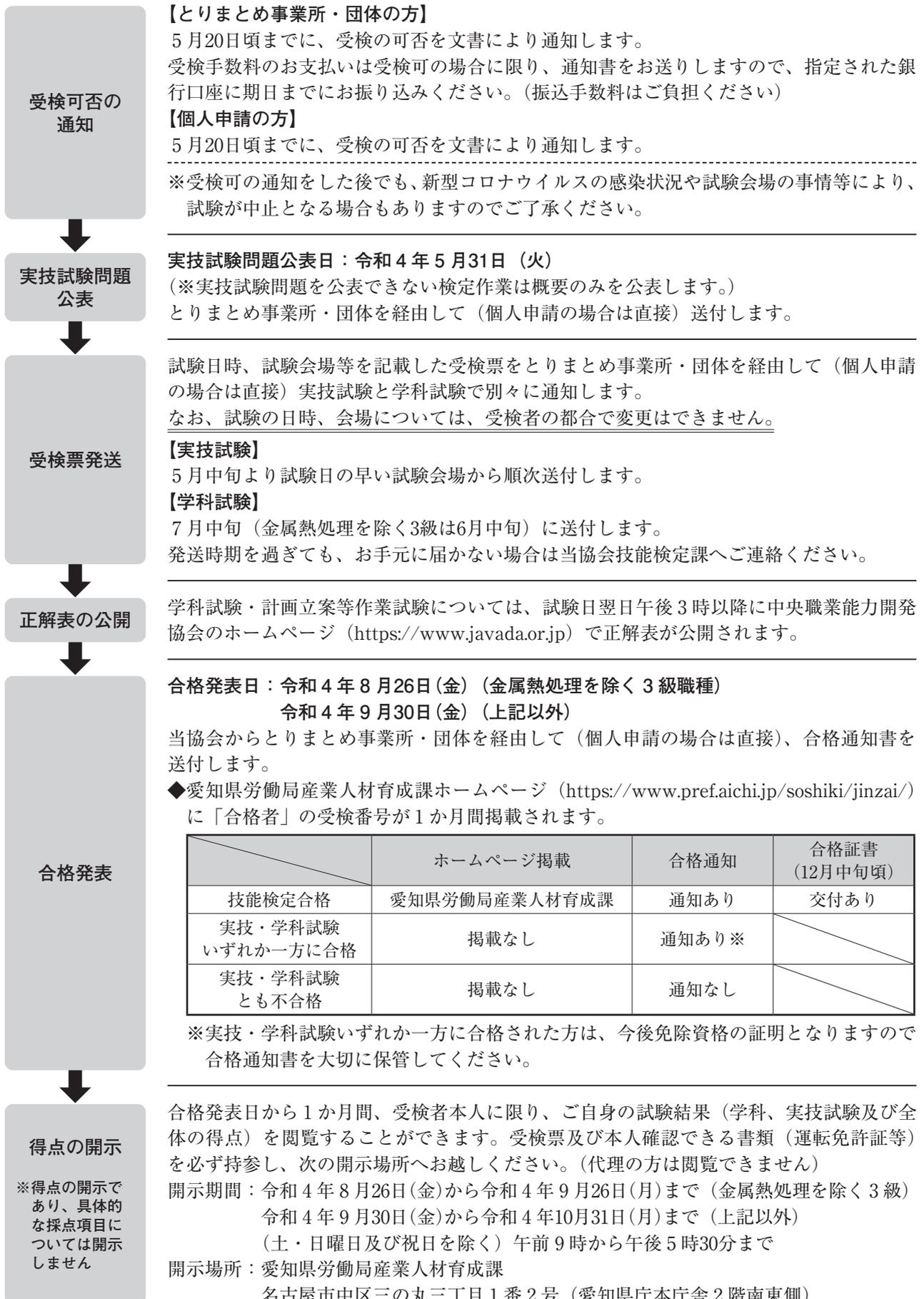
注意事項

- ・受検申請にあたり、注意が必要となる作業はP12、13に記載していますので、申請前に必ずご確認ください。（最新情報は当協会ホームページに掲載しています。）
- ・申請書の記入にあたってはP19「8 受検申請関係書類の記載方法と記載例」及び申請書裏面の「記入上の注意」をよく読んで申請書者本人が記入してください。
- ・申請書に記載された学歴・資格・経験年数等いつわりがあったときは受検を取り消す又は合格を取り消すことがあります。
- ・申請書受理後に免除資格があることが判明しても試験の免除はできません。
- ・特級技能検定受検申請者は、1級技能検定合格証書の写しを必ず添付してください。
- ・障がいのある方で、特別な配慮を受けることを希望される場合は、申請書提出時にお申し出ください。
- ・同時に2職種（作業）以上を受検申請することは原則としてできません。
- ・個人申請の方は、申請前に受検手数料のお振込み手続きをしてください。

個人情報の 取扱い

- ・受検申請書に記入いただく個人情報及び本人確認書類は、技能検定の実施に関する目的以外には使用いたしません。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として提出していただく書類は、その目的以外には使用いたしません。

4 受検申請後の流れ



5 実施職種（作業）と試験実施日

(1) 全等級共通事項

- ア 試験は実技試験及び学科試験が行われ、技能士になるためには、両方に合格することが必要です。
 なお、実技試験又は学科試験のどちらか片方のみに合格した方は、次回以降は不合格となった試験のみを受検し、合格することで、技能士とすることができます。（ただし、特級については、どちらか片方のみに合格した日から5年以内に限りです。）
 また、合格基準は、100点を満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。
- イ 実技試験は、製作等作業試験のみ実施するもの、製作等作業試験と計画立案等作業試験または判断等試験を実施するもの等、職種（作業）により異なりますのでご注意ください。なお、計画立案等作業試験および判断等試験は実技試験の一部で、学科試験とは別です。
 なお、試験の内容につきましては、『実技試験問題の概要』をご覧ください。
- ウ 実技試験欄に○と併せて月／日の記入されているものは、全国统一に実施する試験日を示します。
 なお、○印のものは実技試験実施期間（令和4年6月7日から令和4年9月11日まで）のいずれかに実施します。
- エ 学科試験欄の月／日は、全国统一に実施する試験日を示します。
- オ 令和4年度（前期）技能検定学科試験、実技試験（判断等試験及び計画立案等作業試験）における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和3年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。
- カ D区分（実技試験・学科試験とも免除）に該当する方は、すべての職種・作業について、前期・後期いずれでも受検申請することができます。

◆ご注意◆

本受検案内に記載している事項に変更・追加がある場合は、当協会ホームページでお知らせしますので、受検申請前及び申請を受理された後も定期的にご確認ください。

(2) 等級別実施職種（作業）及び実施日等（注意欄の注釈についてはP12、13を必ずご確認ください。）

実技試験欄の○印のみは、実技試験実施期間中に実施するものであり、実際の試験日時等は後日送付する受検票により通知します。受検者の都合による試験日時の変更はできません。

ア 1級・2級

職種番号	職種名	作業番号	作業名	注意	実技試験			学科試験
					製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾作業		○			9/4 AM
062	造園	010	造園工事作業		○	○		8/21 AM
003	鑄造	010	鑄鉄鑄物鑄造作業	注3	○			9/4 AM
		050	非鉄金属鑄物鑄造作業	注3	○		○1級 9/4 PM	

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	注意	実 技 試 験			学科 試験
					製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
005	金 属 熱 処 理	010	一 般 熱 処 理 作 業		○1級	○2級 8/28	○ 8/21PM	8/21 AM
		020	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業		○1級	○2級 8/28	○ 8/21PM	
		030	高周波・炎熱処理作業		○1級	○2級 8/28	○ 8/21PM	
006	機 械 加 工	010	普 通 旋 盤 作 業	注3	○			8/28 AM
		200	数 値 制 御 旋 盤 作 業	注3	○		○ 8/28PM	
		040	フ ラ イ ス 盤 作 業	注3	○			
		210	数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業	注3	○		○ 8/28PM	
		120	平 面 研 削 盤 作 業	注3	○			
		130	円 筒 研 削 盤 作 業	注3	○			
		140	心 無 し 研 削 盤 作 業	注3	○			
		150	ホ ブ 盤 作 業	注3	○			
		230	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業			○ 8/28PM		
095	放 電 加 工	020	数値制御形彫り放電加工作業	注3	○		○1級 9/4PM	9/4 AM
		030	ワイヤ放電加工作業	注3	○		○1級 9/4PM	
007	金属プレス加工	010	金 属 プ レ ス 作 業	注1	○		○ 8/21PM	8/21 AM
008	鉄 工	010	製 缶 作 業	注1	○			8/28 AM
		020	構 造 物 鉄 工 作 業	注1	○			
122	建 築 板 金	010	内 外 装 板 金 作 業		○			9/4 PM
		020	ダ ク ト 板 金 作 業	注2	○			
123	工 場 板 金	010	曲 げ 板 金 作 業	注1 注3	○			9/4 PM
		020	打 出 し 板 金 作 業	注1 注3	○			
010	め っ き	010	電 気 め っ き 作 業		○			8/28 AM
		020	溶 融 亜 鉛 め っ き 作 業			○ 9/4		
011	アルミニウム陽極酸化処理	010	陽 極 酸 化 処 理 作 業	注2	○			8/28 AM
012	仕 上 げ	010	治 工 具 仕 上 げ 作 業	注3	○			9/4 AM
		020	金 型 仕 上 げ 作 業	注3	○			
		030	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業	注3	○			

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	注意	実 技 試 験			学科 試験
					製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
146	切 削 工 具 研 削	010	工作機械用切削工具研削作業	注1 注3	○			9/4 PM
014	ダ イ カ ス ト	010	ホットチャンバダイカスト作業	注3	○		○8/28 PM	8/28 AM
		020	コールドチャンバダイカスト作業	注3	○		○8/28 PM	
015	電子機器組立て	010	電子機器組立て作業		○			8/28 PM
016	電 気 機 器 組 立 て	020	変圧器組立て作業	注1 注3	○		○ 9/4 PM	9/4 AM
		030	配電盤・制御盤組立て作業		○			
166	産 業 車 両 整 備	010	産業車両整備作業		○			8/21 PM
160	鉄 道 車 両 整 備 製 造 ・ 整 備	010	機 器 ぎ 装 作 業	注3	○			9/4 AM
		020	内 部 ぎ 装 作 業	注3	○			
		030	配 管 ぎ 装 作 業	注3	○			
		040	電 気 ぎ 装 作 業	注3	○		○1級 9/4 PM	
148	光 学 機 器 製 造	010	光学ガラス研磨作業	注3	○			8/21 PM
068	建 設 機 械 整 備	010	建設機械整備作業	注1	○		○ 8/28PM	8/28 AM
025	婦 人 子 供 服 製 造	010	婦人子供注文服製作作業	注3	○			8/28 PM
124	家 具 製 作	010	家具手加工作業	注3	○			8/28 PM
125	建 具 製 作	010	木製建具手加工作業	注3	○			8/28 PM
		015	木製建具機械加工作業	注3	○			
035	印 刷	020	オフセット印刷作業	注2	○			8/28 PM
037	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	020	射 出 成 形 作 業		○			8/21 PM
		040	真 空 成 形 作 業			○ 9/4	○9/4 AM	
040	と び	010	と び 作 業		○			8/21 PM
041	左 官	010	左 官 作 業		○			8/28 PM
042	築 炉	010	築 炉 作 業		○			8/21 PM
043	ブ ロ ッ ク 建 築	010	コンクリートブロック工事作業		○			9/4 PM
044	タ イ ル 張 り	010	タ イ ル 張 り 作 業		○			9/4 AM
045	畳 製 作	010	畳 製 作 作 業		○			8/28 PM

職種番号	職種名	作業番号	作業名	注意	実技試験			学科試験
					製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
086	防水施工	020	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	注2	○			8/21 PM
		070	シーリング防水工事作業	注2	○			
		110	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業	注2	○			
		100	F R P 防水工事作業	注2	○			
152	内装仕上げ施工	010	プラスチック系床仕上げ工事作業		○			8/28 AM
		030	鋼製下地工事作業	注1 注2	○			
		040	ボード仕上げ工事作業	注2	○			
		070	化粧フィルム工事作業		○			
049	熱絶縁施工	010	保温保冷工事作業	注2	○			9/4 AM
		020	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業		○			
056	化学分析	010	化学分析作業	注3	○ 8/28		○1級 8/21PM	8/21 AM
065	貴金属装身具製作	010	貴金属装身具製作作業		○			8/28 AM
059	表装	020	壁装作業		○			9/4 AM
060	塗装	020	建築塗装作業		○			8/21 AM
		030	金属塗装作業		○			
		050	噴霧塗装作業		○			
119	フラワー装飾	010	フラワー装飾作業		○			9/4 PM

(40職種 74作業)

ウ 3級

職種番号	職種名	作業番号	作業名	注意	実技試験			学科試験
					製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾作業		○			7/10 AM
062	造園	010	造園工事作業		○	○		7/10 PM
003	鑄造	010	鑄鉄鑄物鑄造作業	注3	○	○		7/10 PM
005	金属熱処理	010	一般熱処理作業			○ 8/28	○8/21 PM	8/21 AM
		020	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業			○ 8/28	○8/21 PM	
		030	高周波・炎熱処理作業			○ 8/28	○8/21 PM	

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	注意	実 技 試 験			学科 試験
					製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
006	機 械 加 工	010	普 通 旋 盤 作 業	注3	○			7/10 AM
		200	数 値 制 御 旋 盤 作 業	注3	○			
		040	フ ラ イ ス 盤 作 業	注3	○			
		120	平 面 研 削 盤 作 業	注3	○			
		230	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業		○			
123	工 場 板 金	010	曲 げ 板 金 作 業	注3	○			7/10 PM
010	め っ き	010	電 気 め っ き 作 業		○			7/10 PM
012	仕 上 げ	030	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業	注3	○			7/10 PM
013	機 械 検 査	010	機 械 検 査 作 業		○			7/10 PM
015	電 子 機 器 組 立 等	010	電 子 機 器 組 立 等 作 業		○			7/10 AM
038	建 築 大 工	010	大 工 工 事 作 業		○			7/10 PM
040	と び	010	と び 作 業	注1	○			7/10 AM
041	左 官	010	左 官 作 業		○			7/10 AM
043	ブ ロ ッ ク 建 築	010	コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工 事 作 業		○			7/10 AM
056	化 学 分 析	010	化 学 分 析 作 業	注3	○			7/10 AM
060	塗 装	030	金 属 塗 装 作 業		○			7/10 PM
112	舞 台 機 構 調 整	010	音 響 機 構 調 整 作 業		○	○		7/10 PM
137	商 品 装 飾 展 示	010	商 品 装 飾 展 示 作 業		○			7/10 AM
119	フ ラ ワ ー 装 飾	010	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業		○			7/10 PM

(19職種 25作業)

エ 単一等級

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	注意	実 技 試 験			学科 試験
					製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
144	路 面 標 示 施 工	010	溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業		○			9/4 PM
111	塗 料 調 色	010	調 色 作 業		○	○		9/4 PM
159	産 業 洗 浄	010	高 圧 洗 浄 作 業		○		○ 8/21 PM	8/21 AM

(3職種 3作業)

(3) 作業ごとの注意事項

注1) 安全衛生法関係法令等に基づく就業制限を伴う作業及び特別教育を要する作業（実技試験）

ア 以下の職種（作業）は労働安全衛生法第61条第1項に基づく資格証等（ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面）の携帯を要します。
試験当日に携帯していない場合は原則として受検することができません。

・鉄工（製缶作業）※1級のみ	・工場板金（打出し板金作業）
・鉄工（構造物鉄工作業）	・電気機器組立て（変圧器組立て作業）
・工場板金（曲げ板金作業）※3級を除く	・建設機械整備（建設機械整備作業）

イ 以下の職種（作業）は労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本又は写しを提示するか又は特別教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告してください。

職種（作業）	特別教育の種類
・金属プレス加工（金属プレス作業）	動力プレス機械の金型取付け等
・鉄工（製缶作業） ・鉄工（構造物鉄工作業）	アーク溶接
・切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）	研削といしの取替え
・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）	研削といし（高速といし）の取替え等
・とび（とび作業）※3級のみ	足場の組立て

注2) 設備等の都合による受検申請の制限

次の作業の実技試験は、設備等の都合により定員がありますので、申請については実技試験委託団体に直接お問い合わせください。

【実技試験委託団体（予定）問合せ先】

作業名	団体名	電話番号
ダクト板金作業	中部ダクト工業協同組合	052-801-8167
陽極酸化処理作業	(一社)軽金属製品協会 名古屋事務所	0587-21-7790
オフセット印刷作業	愛知県印刷工業組合	052-962-5771
ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	愛知県防水工事業協会	052-501-1401
改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事作業	〃	〃
F R P 防水工事作業	〃	〃
シーリング防水工事作業	中部シーリング工事業(協)	052-201-7086
鋼製下地工事作業	(一社)全国建設室内工事業協会 中部支部	052-242-6780
ボード仕上げ工事作業	〃	〃
保温保冷工事作業	東海北陸保温保冷工業協会	052-201-3551

注3) 受検者所属事業所等を利用しての実技試験実施

次の作業は、原則として受検者の所属事業所等にご協力をいただいて実技試験を実施します。この場合、以下の条件を満たすことが必要です。(ご協力いただけない場合は、実技試験を受検することができません。)

- ①受検者の所属する事業所等から実技試験の実施のために必要な設備・機材、役務等のご提供が得られること
- ②受検者の所属する事業所等から技能検定委員等の協力が得られること

【受検者所属事業所等を利用しての実技実施作業 (すべての等級)】

作業名	作業名
鋳鉄鋳物鋳造作業	治工具仕上げ作業 ※1
非鉄金属鋳物鋳造作業	金型仕上げ作業 ※1
普通旋盤作業 ※1	機械組立仕上げ作業 ※1
数値制御旋盤作業 ※2	工作機械用切削工具研削作業 ※2
フライス盤作業 ※1	ホットチャンバダイカスト作業
数値制御フライス盤作業 ※2	コールドチャンバダイカスト作業
平面研削盤作業 ※2	変圧器組立て作業
円筒研削盤作業 ※2	機器ぎ装作業
心無し研削盤作業 ※2	内部ぎ装作業
ホブ盤作業 ※2	配管ぎ装作業
数値制御形彫り放電加工作業 ※2	電気ぎ装作業
ワイヤ放電加工作業 ※2	光学ガラス研磨作業
曲げ板金作業	婦人子供注文服製作作業
打出し板金作業	家具手加工作業
	木製建具手加工作業
	木製建具機械加工作業
	化学分析作業

※普通旋盤作業始め14作業は、複数作業並行して実施可能ですが※1の5作業は、原則として1日1会場あたり、自社受検者数の合計を3名以上とし、※2の9作業は1名でも実施可能とします。

また上記以外の作業についても、受検申請者数により受検者の所属する事業所等に上記①、②の協力をお願いする場合があります。

注2)・注3)以外の職種(作業)についても、試験場の設備、受検者数及び新型コロナウイルス感染症の感染状況により、以下の対応を行う場合がありますので予めご了承ください。

- ①受付期間中に申込みを締切る ②受付期間終了後の抽選 ③試験の中止
- ②の場合は、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先しますのでご了承ください。
- ①～③の理由により試験が受検できなくなった場合は、受領した受検手数料はお返しします。

なお、本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに随時掲載しますので、最新の情報に基づき受検申請をしてください。

6 受 検 資 格

実務経験年数は、令和4年4月15日現在で算定します。なお、実務経験とは、当該検定職種に関する実務の経験でなければならず、この範囲には現場における作業のみならず、管理、監督、訓練、教育及び研究の業務や入職後に受けた訓練又は教育が含まれます。

(単位 年)

等級区分 受検対象者（注1）	特 級	1 級			2 級		3 級	単一等級		
	1 級に合格した後の実務の経験年数	1 級の受検に必要な実務経験年数			2 級の受検に必要な実務経験年数		3 級の受検に必要な実務経験年数（注7）	単一等級の受検に必要な実務経験年数		
		直接1級を受検	2 級合格後	3 級合格後	直接2級を受検	3 級合格後（注7）				
実務経験のみ	5	7	2	4	2	0	0 （注8）	3		
専門高校卒業（注2） 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業		6			0		0	1		
短大・高専・高校専攻科卒業（注2） 専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業		5			0		0	0		
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く）（注2） 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業		4			0		0	0		
専修学校（注3）又は各種学校卒業 （厚生労働大臣が指定したものに限定）		800 時間以上			6		0	0 （注9）	1	
		1,600 時間以上			5		0	0 （注9）	1	
		3,200 時間以上			4		0	0 （注9）	0	
短期課程の普通職業訓練修了 （注4）（注10）		700 時間以上			6		0	0 （注6）	1	
普通課程の普通職業訓練修了 （注4） （注10）		2,800 時間未満			5		0	0	1	
		2,800 時間以上			4		0	0	0	
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了（注4）（注10）		3			1		2	0	0	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了（注10）		1			0		0	0		
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了（注10）		1 （注5）			0 （注5）		0	0		
職業訓練指導員免許取得		1			-		-	-	0	
長期養成課程の指導員養成訓練修了（注10）	0			0	0	0	0			

（注1） 検定職種に関する学科（P16参照）、訓練科又は免許職種に関するものに限りです。

「検定職種に関する」の範囲については

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/ability_skill/ginoukentei/kansuru.html（「厚生労働省検定職種に関する」で検索できます）をご覧ください。

検定職種に関連のない学科・訓練科又は免許職種を卒業又は修了した者は、「実務経験のみ」の欄の年数になります。

また、大学、短大、高校、専修学校等の卒業、各課程の職業訓練の修了、指導員免許の取得に係る実務経験年数は、卒業、修了、取得後の実務経験年数が対象となります。

- (注2) 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準じます。
- (注3) 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除きます。
- (注4) 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなします。
- (注5) 短期養成課程の指導員養成訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限りします。
- (注6) 総訓練時間が700時間未満のものを含みます。
- (注7) 3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者は、1年生から受検できます。また、3級技能検定については工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できます。3級の技能検定に合格した者は、在学中であっても、2級の受検資格が与えられます。
- (注8) 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとします。
- (注9) 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与します。
- (注10) 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与します。

(特記事項)

下位級合格後の実務経験年数は、対象とする下位級の合格発表日から、受付期間最終日までの期間の実務経験年数を計算します。

特例措置として、下位の等級の受検が前期で、受検資格が発生する年度における上位の等級の受検が後期である場合は、下位の等級の合格発表日が上位の等級の受付期間最終日の期日より後であっても、所定の実務経験年数に達しているものとみなします。

(例) ○○検定職種に関して、5年前の前期に1級を受検して合格し、特級を受検する場合

◎受検資格について、ご不明な点は、当協会技能検定課までお問い合わせください。

技能検定職種に関する学科一覧表

技能検定受検資格に係る検定職種と学科の対応表です (P14 注1 関係)

職 種 名	検定職種に関する学科	職 種 名	検定職種に関する学科
園 芸 装 飾	園芸科、フラワーデザイン科 ガーデニング科	建 具 製 作	建築科、工芸科
造 園	造園科	印 刷	印刷科
鑄 造	や金科、金属工学科、機械科	プラスチック成形	機械科、電気科、工業化学科
金 属 熱 処 理	や金科、金属工学科、機械科	建 築 大 工	建築科、大工科
機 械 加 工	機械科	と び	建築科
放 電 加 工	機械科	左 官	建築科
金属プレス加工	機械科	築 炉	建築科
鉄 工	金属工学科、機械科、造船科 建築科、土木科	ブ ロ ッ ク 建 築	建築科
建 築 板 金	機械科、建築科	タ イ ル 張 り	建築科
工 場 板 金	機械科	畳 製 作	—
め っ き	金属工学科、工業化学科 化学工学科	防 水 施 工	建築科
アルミニウム 陽極酸化処理	金属工学科、工業化学科 化学工学科	内装仕上げ施工	建築科
仕 上 げ	機械科	熱 絶 縁 施 工	設備科、造船科 工業化学科、化学工学科 建築科
切 削 工 具 研 削	機械科、木材加工科	化 学 分 析	工業化学科、化学工学科 農芸化学科
機 械 検 査	機械科	貴金属装身具製作	金属工芸科
ダ イ カ ス ト	や金科、金属工学科、機械科	表 装	工芸科
電子機器組立て	電子科、電気科	塗 装	建築科、工芸科、塗装科
電気機器組立て	電子科、電気科	路 面 標 示 施 工	塗装科
産業車両整備	機械科	塗 料 調 色	塗装科
鉄道車両製造・整備	機械科、電気科、造船科、 自動車科	舞 台 機 構 調 整	電子科、電気科、音響芸術科
光 学 機 器 製 造	機械科、物理学科	産 業 洗 浄	機械科、工業化学科、土木科 金属工学科
建設機械整備	機械科	商 品 装 飾 展 示	デザイン科、工芸科、美術科 造形科
婦人子供服製造	被服科、服装科、洋裁科	フ ラ ワ ー 装 飾	園芸科、フラワーデザイン科 フラワービジネス科
家 具 製 作	工芸科		

(注) それぞれの学科に準ずる学科も含む。

7 試験の免除

(1) 技能検定試験の免除一覧表

ア 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	-	-	-	-	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	-	-	-	-	※1
1 級	技能検定合格	-	学科の全部			-	
	実技試験のみ合格	-	実技の全部			-	※2
	学科試験のみ合格	-	学科の全部			-	※2
2 級	技能検定合格	-	-	学科の全部		-	
	実技試験のみ合格	-	-	実技の全部		-	※2
	学科試験のみ合格	-	-	学科の全部		-	※2
3 級	技能検定合格	-	-	-	学科の全部	-	
	実技試験のみ合格	-	-	-	実技の全部	-	※2
	学科試験のみ合格	-	-	-	学科の全部	-	※2
単 一 等 級	技能検定合格	-	-	-	-	学科の全部	
	実技試験のみ合格	-	-	-	-	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	-	-	-	-	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年にあつては年度終わりまで）有効

※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

注：免除資格の特殊な例を次頁に示します。

イ 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る）

「検定職種に関する」の範囲については、厚生労働省ホームページ（URLはP14（注1）参照）をご覧ください。

対 象 者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			-	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	5 年	-	学科の全部			学科の全部	※3
	実務経験年数	2 年	-	学科の全部			学科の全部	※3
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	4 年	-	学科の全部		学科の全部	※3	
	実務経験年数	1 年	-	学科の全部		学科の全部	※3	
			-	学科の全部		-	※3	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年（2,800時間以上なら1年）の実務経験		-	学科の全部		学科の全部	※3	
			-	学科の全部		-	※3	
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1 級技能士コース		-	学科の全部			-	※3
	2 級技能士コース		-	学科の全部			-	※3
	単一等級技能士コース		-	-	-	学科の全部	※3	
中央技能検定委員2年以上			-	実技の全部及び学科の全部			実技の全部 学科の全部	※1
都道府県技能検定委員2年以上			-	実技の全部			実技の全部	※1
技能五輪全国大会における技能証			-	実技の全部	-	-	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			-	-	実技の全部		-	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		-	-	実技の全部		-	※2
	学科部門の技能証		-	-	学科の全部		-	※2

※1：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2：有効期限が過ぎた技能証であっても有効

※3：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

ウ 他法令等関係

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		-		菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般	-	-	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		-		建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部	-	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		-		建築大工職種に係る学科試験の全部	-	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
東京商工会議所が行う和裁の技能検定	1 級の技能検定	-		和裁職種に係る実技試験の全部	-	-	
	2 級の技能検定	-	-	和裁職種に係る実技試験の全部	-	-	

(2) 免除資格及び受検申請にあたっての特例

ア 免除資格の特例

2以上の作業を有する検定職種にあつては、2以上の作業に共通する学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

下表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは、学科試験問題が共通です。

検 定 職 種	学科試験共通作業	検 定 職 種	学科試験共通作業
機 械 加 工 〔特記事項〕	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 立 旋 盤 作 業	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
	フライス盤作業 数値制御フライス盤作業	婦人子供服製造	婦人子供既製服 パターンメイキング作業 婦人子供既製服縫製作業
	ボール盤作業 数値制御ボール盤作業	布はく縫製	ワイシャツ製造作業 衛生白衣製造作業
	横中ぐり盤作業 ジグ中ぐり盤作業	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業
	平面研削盤作業 数値制御平面研削盤作業 円筒研削盤作業 数値制御円筒研削盤作業 心無し研削盤作業	強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業 ビニルエステル樹脂積層防食作業
	ホブ盤作業 数値制御ホブ盤作業 歯車形削り盤作業 かさ歯車歯切り盤作業	鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
		テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション 手書き作業 テクニカルイラストレーション C A D 作 業
	機械・プラント製図	機械製図手書き作業 機械製図CAD作業	

〔特記事項〕平成19年度以前に、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、マシニングセンタ作業のいずれかの学科試験に合格している場合は、当該4作業のすべての学科試験が免除の対象となる。

イ 受検申請にあたっての特例

2以上の作業を有する検定職種にあつて、2以上の作業に共通する学科試験を実施しているもの（上記アに示すもの）について、既に実技試験に合格している方が学科試験を受検する場合、受検しようとする作業が当該期の実施作業に掲げられていないものであっても、共通の学科試験が行われている作業のうち、1以上の作業が実施作業となっていれば、受検しようとする作業は受検できます。※この場合、受検申請書には、実施公示している作業名ではなく、受検しようとする作業名を記入してください。

8 受検申請関係書類の記載方法と記載例

(1) 申請書記載方法 (P20・21 の「(2) 申請書記載例」と併せてご覧ください。)

①受検申請日

職業能力開発協会に提出する日付 (4月4日から15日まで) を記入してください。

②申請者記名欄

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置」の内容を確認・了承した上で記名してください。

③職種番号・職種名並びに作業番号・作業名

P7～11の「(2) 等級別実施職種 (作業) 及び実施日等」を参照し、正確に記入してください。

④住所

アパート、マンション名を含め (他県の住所は県名を含む) て記入してください。

⑤学歴

ア 技能検定の受検にあたっての「学歴」は、次のいずれかに限ります。

(ア) 学校教育法に規定された中学校、高等学校、中等教育学校、大学 (短期大学を含む) 及び高等専門学校 (これらと同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を含む※)

※「同等以上」の判断は、当該学校のカリキュラム等により個別に行います。

(イ) 厚生労働大臣が指定した専修学校・各種学校

(ウ) 修了者に大学入学・編入又は大学院入学資格が与えられる専修学校の課程

なお、大学院や上記 (イ) 及び (ウ) 以外の専修学校・各種学校等を記入する場合は、必ず (ア) の学校を併せて記入してください。

イ 受検資格 (P14) の (注1)、「検定職種に関する学科」はP16に示していますが、学校の科目名により、「それぞれの学科に準ずる学科」に該当するかどうか分からない場合は事前にご相談ください。ただし、できる限り受検申請期間前をお願いします。

⑥訓練歴

ア 職業能力開発促進法に基づく職業訓練のみを記入してください。

イ 技能照査合格で学科試験の免除申請をする場合は、必ず記入してください。

⑦職歴

現在のものから順に、受検する作業に関する職歴を記入してください。特に職務内容の欄は、検定職種との関わりがわかる内容を記入してください。(不適当な記載の例:生産技術、製造、現場監督、営業、販売) 通算の実務経験年数が、受検に必要な年数を満たすまで記入してください。

⑧試験の免除

試験の免除を受けることのできる資格の名称、取得年月日、番号を正確に記入してください。

また、その証明書の写しを必ず添付してください。

⑨受検区分

試験の免除の有無等により、ご自分の受検しようとする区分を○で囲んでください。

なお、A乙及びA丙は免除資格はないが今回は学科・実技試験のいずれかしか受検しないもの、B及びCは免除資格を有し学科又は実技試験を受検するものを示します。

⑩手数料

生年月日 (この記載例では令和4年4月1日時点では25歳になっていないので減額対象) と受検区分に基づき、該当する実技試験、学科試験の記号を○で囲んでください。

⑪雇用保険被保険者及び愛知県在校生 (P3の「エ」参照) (2級又は3級を受検される25歳未満の方)

・雇用保険被保険者である方はチェックしてください。

・愛知県在校生である方はチェックしてください。

⑫右票 (実技試験写真票、学科試験写真票)

ア 実技試験・学科試験の両方を受検する方 (A甲) は、右票すべてを記入し写真2枚を貼付してください。

イ 学科試験のみ受検する方 (A乙、B) は、学科試験写真票のみを記入し、写真1枚を貼付してください。

ウ 実技試験のみ受検する方 (A丙、C) は、実技試験写真票のみを記入し、写真1枚を貼付してください。

エ 実技試験・学科試験の両方免除の方 (D) は、学科試験写真票を記入してください。写真は不要です。

⑬受検申請書裏面の「記入上の注意」も参照してください。

(2) 申請書記載例 (P19 の (1) 「申請書記載方法」と併せてご覧ください。)

2級技能検定受検申請書 令和4年4月15日

② 愛知県知事殿 (本人署名) 氏名 **検定 太郎**

私は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置」の内容を確認し、了承した上で技能検定を受検したいので申請します

③ (左票) ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪

◎裏面の記入上の注意をよく読んでから記入してください。

職種番号	060	検定職種	塗装	受検番号	※
作業番号	030	作業名	金属塗装 作業	合格番号	※
フリガナ 氏名	(姓) ケンテイ	(名) タロウ	生年月日及び年令	性別	
	検定 太郎		昭和(平成) 10年4月5日生 満24才	(男) 女	
住所	〒451-0035 愛知県名古屋市西区浅間町2丁目3-14 マンション検定3-1		携帯電話(電話) (052)524-2034	※シヨクバコード	
学歴	学校名	学科又は課程	所在地	在学期間	
	(最終のもの) 能力工業高等学校	機械科	愛知県	昭(平)令26年4月~ 昭(平)令29年3月 在学中は、該当する番号を○で囲む ①高等学校 ②専門学校 ③短大・高専 ④大学 (卒業) 在学中	
検歴	訓練施設名	科名	所在地	訓練期間	
	(最終のもの) 開発高等技術専門学校	機械系 機械加工科	愛知県	昭(平)令29年4月~ 昭(平)令30年3月 訓練中は、該当する番号を○で囲む ⑤短期課程 ⑥普通課程 ⑦専門課程 ⑧応用課程 (修了) 訓練中	
資格	事業所名	職務内容	所在地	在職期間	
	(現在のもの) (株)能力開発	(検定職種に関するもの) 金属塗装	名古屋市西区浅間1 電話(052)000-0000	昭(平)令2年1月~ 昭(平)令4年4月 (2年3か月)	
	技能検定(株)		名古屋市中区錦3-1	H30年4月~R1年12月 (1年9か月)	
	3級技能検定合格 検定職種・作業名・合格年月日・番号			実務年数・分類	
		職種 作業	年月日 第 号	※ 年 月()	
試験の免除	免除の対象	試験・検定・免許等の名称及び科目名	合格し免許を受けた年月日・番号	免除資格判定	
	実技試験		年月日 第 号	実技 ※	
	学科試験	2級技能検定学科試験 合格(金属塗装作業)	○年10月6日 愛知第600号	学科 ※	
受検区分(該当する番号を○で囲む)	25歳未満の方(本年4/1現在)			受検資格判定	
A甲 ① 実技・学科とも受検	B ④ 学科受検(実技免除)	雇用保険の被保険者である <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	愛知県内在住又は 県内学校在学中である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		※
A乙 ② 学科のみ受検(免除なし)	C ⑤ 実技受検(学科免除)				
A丙 ③ 実技のみ受検(免除なし)	D ⑥ 実技・学科とも免除				
手数	実技試験	学科試験	申請区分	1団体 ②事業所 3個人	とりまとめ団体 事業所番号
料	ア 18,200円	ア 3,100円	とりまとめ 団体名 事業所名		
	イ 9,200円		(株)能力開発		

左票

2級実技試験写真票

2級学科試験写真票

(右票)	検定職種	塗装	
	作業名	金属塗装 <small>作業</small>	
	受検番号	※	
	フリガナ	ケンテイ タロウ	
	氏名	検定 太郎	
	生年月日	昭・(平) 10年 4月 5日	
	事業所名 (在籍校名)	(株) 能力開発 (所在地) 名古屋市西区浅間1 電話 (052)000-0000	
	確認欄	<input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> 試験中	
	写真	4年3月撮影	
	とりまとめ と同事業所名	(株) 能力開発	個人

写真票	検定職種	塗装	
	作業名	金属塗装 <small>作業</small>	
	受検番号	※	
	フリガナ	ケンテイ タロウ	
	氏名	検定 太郎	
	生年月日	昭・(平) 10年 4月 5日	
	事業所名 (在籍校名)	(株) 能力開発 (所在地) 名古屋市西区浅間1 電話 (052)000-0000	
	確認欄	<input type="checkbox"/> 試験中	
	写真	4年3月撮影	
	とりまとめ と同事業所名	(株) 能力開発	個人

※写真の裏面に等級、作業名及び氏名を記入してください。
 写真は、剥がれないように糊付けし、テープで貼付けてください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置

下記(1)及び(2)に該当される方は、技能検定実技試験及び学科試験会場への来場を控えてください。各施設が定めるルール等により入場をお断りする場合があります。

- (1) 試験当日に次の症状がある方
 - ① 平熱を超える発熱、37.5度以上の発熱
 - ② 咳、のどの痛み等風邪の症状
 - ③ だるさ(倦怠感)、息苦しさ等
 - ④ 嗅覚・味覚の異常
 - ⑤ 身体が重く感じる、疲れやすい等
- (2) 次の事項に該当する方
 - ① 新型コロナウイルス感染症に感染し、医療機関からの退院基準または、宿泊施設・自宅での療養終了基準に達していない方(無症状者を含む)
 - ② 試験日の前14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触があった方
 - ③ 試験日の前14日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
 - ④ 試験日の前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者と濃厚接触があった方

9 技能五輪愛知県大会参加案内

技能五輪愛知県大会は、青年技能者（原則23歳以下）の技能レベル日本一を競う技能五輪全国大会に参加する代表選手を選抜する大会です。

技能五輪全国大会は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、子どもや若者に対し、優れた技能に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることを目的として、毎年開催されています。

(1) 職種及び参加料

競技職種	対応する技能検定			参加料
	職種番号	作業番号	職種名 (作業名)	
機械組立て	012	030	仕 上 げ (機械組立仕上げ作業)	※9,200円
旋 盤	006	010	機 械 加 工 (普通旋盤作業)	
フライス盤	006	040	機 械 加 工 (フライス盤作業)	
構造物鉄工	008	020	鉄 工 (構造物鉄工作業)	
タイル張り	044	010	タ イ ル 張 り (タイル張り作業)	
自動車板金	123	020	工 場 板 金 (打出し板金作業)	
曲げ板金	123	010	工 場 板 金 (曲げ板金作業)	
電子機器組立て	015	010	電 子 機 器 組 立 て (電子機器組立て作業)	
工場電気設備	016	030	電 気 機 器 組 立 て (配電盤・制御盤組立て作業)	
左 官	041	010	左 官 (左官作業)	
家 具	124	010	家 具 製 作 (家具手加工作業)	
建 具	125	010	建 具 製 作 (木製建具手加工作業)	
貴金属装身具	065	010	貴 金 属 装 身 具 製 作 (貴金属装身具製作作業)	
フラワー装飾	119	010	フ ラ ワ ー 装 飾 (フラワー装飾作業)	
洋 裁	025	010	婦 人 子 供 服 製 造 (婦人子供注文服製作作業)	
と び	040	010	と び (とび作業)	

16職種

※表中の「対応する技能検定職種（作業）」がある職種の参加料は、技能検定の若年者に係る受検手数料の減額が適用されています。

(2) 参加資格

平成11年（西暦1999年）1月1日以降に生まれた者で、愛知県内に在住又は愛知県内に所在する事業所に勤務している者

(3) 参加申込み

厚生労働省が策定した「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（受検申請時の対応）」により、窓口での受付は控え、原則として郵送により行います。ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

申込期間

令和4年4月4日（月）から4月15日（金）まで〔土・日曜日を除く〕

(4) 提出書類等

ア 技能五輪愛知県大会参加申込書（協会所定の用紙）

技能五輪と併せて2級技能検定を受検する方は、2級技能検定申請書に「五輪」と朱記してください。

イ 本人確認書類の写し

ウ 事業主の推薦書

1事業所（団体）から2人以上参加する場合は連名でも結構です。

エ ガス溶接を行う職種については、労働安全衛生法第61条第1項に基づく資格証等（ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証）を競技当日に携帯してください。

オ 参加料

参加申込書の審査後、5月20日頃までに文書により参加決定を通知します。指定された銀行口座に期日までにお振り込みください。（振込手数料はご負担ください）

(5) 競技実施日

令和4年6月7日（火）から9月11日（日）までの間で、愛知県職業能力開発協会が指定する日

(6) 競技課題

技能検定2級と同一又はこれに準じた程度の課題とします。

(7) 全国大会への参加

この愛知県大会において優秀な成績を収めた方は、希望により全国大会出場の推薦を受けることができます。

なお、一部職種について会場設備等の都合で参加者数が制限されること、参加者が多数の場合に、全国大会の主催者による2次予選会が開催されることがあります。

(8) 特典

技能検定対応職種について一定水準以上の成績を収めた方には技能証が交付され、2級技能検定職種（作業）の実技試験が免除されます。

(9) 表彰

愛知県大会で優秀な成績を収めた方は、愛知県知事又は愛知県職業能力開発協会長から表彰されます。

<付録>

1 受検申請等Q & A

Q 1 メールによるデータ申請は個人申請しかできないのですか。

A 1 感染拡大防止対策の一環として、個人申請者の方を対象に実施しています。とりまとめ申請の方は恐縮ですが、従来通り申請用紙に記入していただき郵送してください。

Q 2 実務経験が7年あり、1級を受検したいのですが、昨年2級に合格したばかりで、2級合格後、1年しか経っていません。受検できるのですか。

A 2 直接1級を受検できる実務経験がある方は、下位級の合格後の年数に関らず、受検することができます。

Q 3 受検申請書に貼る写真は、デジタルカメラで撮影したものでもよいでしょうか。

A 3 デジタルカメラで撮影した写真でも構いませんが、時々不鮮明な写真が見受けられます。顔が鮮明に写った写真を貼るようお願いします。

なお、写真の裏面に級、作業名、氏名を書いてから貼ってください。

[不適當な写真] 帽子、サングラス等を着用している。バックが無地でない。写真が縦又は横に引き延ばされている。顔部分が小さい(概ね1cmに満たない)。

Q 4 受検のための講習会は愛知県職業能力開発協会で開催していますか。

A 4 当協会では受検のための講習会は開催していません。ただし、一部の職種については、各業界団体などで開催している場合がありますので、当協会までお問い合わせください。

Q 5 受検勉強のために何か良い参考書や問題集はないでしょうか。

A 5 一部の職種のみですが問題集や参考図書があるものがあります。当協会ホームページに掲載してありますので参考にしてください。また、過去3年度分の試験問題を有料で提供しています。

Q 6 指定された試験日にどうしても出席できない場合、受検手数料は返してもらえますか。あるいは返還が無理なら、受検の権利を来年へ繰り越すということはできますか。

A 6 原則として、納めていただいた受検手数料は、返還することができません。試験日を変更することもできません。また、受検の権利を来年度へ繰り越すということもできません。

Q 7 実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した場合の有効期限はいつまでですか。

A 7 特級で実技又は学科のいずれか一方に合格した方は、次回以降の受検で免除を受けることができる期間は5年です。しかし、その他の級では有効期限はありませんので、制度が変更にならない限り有効です。

なお、実技試験又は学科試験の合格通知書は、実技試験又は学科試験の免除資格の証明書となりますので大切に保存してください。

Q 8 合格証書を紛失してしまいました。再交付を受けたいのですがどのような手続きが必要ですか。

A 8 合格証書の再交付の手続きにつきましては、愛知県労働局産業人材育成課の下記連絡先へお問い合わせください。

<お問い合わせ>

電話 052-954-6375

ホームページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/saikouhu.html>

(技能検定合格証書及び技能士章の再交付について)

2 技能検定試験参考図書等のご案内

技能検定受検の参考のため、以下のとおり図書の販売等を行っています。お申込みにあたっては、下記当協会のホームページにてご確認ください。

『愛知県職業能力開発協会』で検索 → <http://www.avada.or.jp>

TOP ページの「技能検定のご案内」枠内をクリックし、「技能検定（前期・後期試験）」ページへ進みましたら、中ほどまでスクロールしてください。

『技能検定問題集などの注文』部分で、「試験問題集等」「試験問題コピーサービス」欄の「[こちら](#)」をクリックしていただきますと、それぞれのご案内と申込書のページが表示されます。

※新型コロナウイルス感染症対策として、来所される方は必ず事前に申込書を FAX 等でお送りくださいますようご協力をお願いいたします。

（対応時間 平日：午前 9 時～11 時 30 分、午後 1 時～ 4 時 30 分）

【試験問題集等】

過去試験問題集等の参考図書を販売しています。

お申込みにあたっては、上記ホームページに掲載した申込書を FAX 等でお送りください。

※申込冊数にかかわらず、送料は 500 円です。

【試験問題コピーサービス】

以下年度の実技試験問題及び学科試験問題のコピーを各 1 部 500 円で提供しています。

なお、隔年以上の間隔で実施の作業につきましては、下記年度のうち実施された年度のみとなります。

[前期実施分] 令和 3 年度、平成 31 年度、平成 30 年度 ※令和 2 年度は実施していない

[後期実施分] 令和 2 年度、令和元年度、平成 30 年度

※3 月中旬に平成 30 年度に替り令和 3 年度を提供する予定です。

<試験問題のコピーの送付を希望される場合のご注意>

試験問題のコピーの送付にあたっては、当協会会員様と非会員様とでお申込み方法が異なります。

[会員様]… 上記ホームページに掲載した申込書を FAX 等でお送りください。手数料の請求書を同封してお送りいたします。

[非会員様]… **上記ホームページに掲載した申込書を FAX 等でお送りください。**

内容を確認後、当協会から連絡しますので、必ず日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

来所受け取りの場合は、その場で手数料をお支払いください。送付をご希望の場合は、手数料の額及び送金方法についてご連絡します。

参考図書とあわせてお申込みいただく場合には、請求書同封による銀行振込払いでも承ります。

<送料> 1～9 部：500 円 10 部以上：1000 円

《試験問題閲覧》（無料）

中央職業能力開発協会の HP にて試験問題等を公開しています。

なお、閲覧のみで印刷はできませんのでご注意ください。

<https://www.kentei.javada.or.jp/>

受検案内・受検申請書等の配布場所

下記施設にて3月1日より配布を開始します。

※土・日曜日・祝日は休みです。ただし、愛知県県民相談・情報センターは土・日曜日（開設時間は午前9時から午後4時30分まで）もご利用いただけます。

愛知県県民相談・情報センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目3-2
愛知県自治センター1階 ☎052-962-5100

海部県民事務所広報コーナー

〒496-8531 津島市西柳原町1-14
海部総合庁舎1階 ☎0567-24-2112

知多県民事務所広報コーナー

〒475-8501 半田市出口町1-36
知多総合庁舎1階 ☎0569-21-8111

西三河県民事務所広報コーナー

〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4
西三河総合庁舎1階 ☎0564-27-0800

東三河総局広報コーナー

〒440-8515 豊橋市八町通5-4 東三河県庁
(東三河総合庁舎) 1階 ☎0532-52-7337

新城設楽振興事務所広報コーナー

〒441-1365 新城市字石名号20-1
新城設楽総合庁舎1階 ☎0536-23-8700

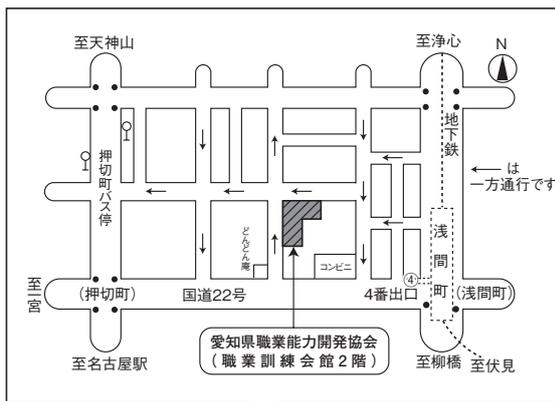
受検案内・受検申請書等の配布及び得点の開示場所

愛知県労働局産業人材育成課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県庁本庁舎2階南東側 ☎052-954-6375

受検案内・受検申請書等の配布、申請書提出先及び問合せ先

技能検定及び技能五輪愛知県大会について詳しくは、下記へお問い合わせください。



愛知県職業能力開発協会（技能検定課）

〒451-0035
名古屋市西区浅間二丁目3番14号
(愛知県職業訓練会館内)

電話：052-524-2034

FAX：052-325-5788

<http://www.avada.or.jp>

【交通のご案内】

- 地下鉄：鶴舞線「浅間町」駅下車
4番出口から徒歩5分
- 市バス：名古屋駅 7番のりば
黒川ゆき、茶屋ヶ坂ゆき、浄心町ゆき、
西部医療センターゆき
(4区目) 押切町下車 徒歩5分